

第6章 積立金の運用の在り方

- 年金積立金の運用においては、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うという基本的考え方を維持する。
- 年金積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する仕組みに改める。第三者機関の組織形態等については、更に検討を進める。
- 年金資金運用基金が行っている大規模年金保養基地（グリーンピア）及び年金加入者住宅等融資業務については、被保険者等に影響が及ぶことがないよう十分留意しつつ、平成17年度までに廃止する。

1. 年金積立金運用の基本的な考え方

- 現在、年金積立金の運用については、専ら被保険者のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うため、「運用の基本方針」に基づき、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行っている。
- 年金積立金の運用は、数十年にわたる長期の運用であり、その間様々な経済変動が予想されるが、そうした中で、一定の収益を確保しながら、リスクの低減を図るためには、分散投資を行うことが必要である。
このため、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うという基本的な考え方を維持することとする。
- 現行の基本ポートフォリオ（長期的に維持すべき運用資産の構成割合）については、上記の基本的な考え方や社会保障審議会年金資金運用分科会における検討を踏まえて、見直すこととする。

2. 年金積立金運用の新たな仕組み

- 年金積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する仕組みに改める。第三者機関の組織形態等については、更に検討を進める。

3. 大規模年金保養基地・住宅等融資業務

- 年金資金運用基金が行っている大規模年金保養基地（グリーンピア）及び年金加入者住宅等融資業務については、被保険者等に影響が及ぶことがないように十分留意しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）のとおり、平成17年度までに廃止する。